**大分県立中津東高等学校電話交換機等リース契約書(案)**

１　リース物件　電話交換設備一式（以下「機器」という。）

２　リース期間　令和７年２月１日から令和１４年１月３１日まで

３　契約金額　￥〇〇〇，〇〇〇−

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額￥○○○−）

 令和 ６年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和 ７年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和 ８年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和 ９年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和10年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和11年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和12年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和13年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

４　契約保証金　￥○○○－

　上記リース契約について、大分県立中津東高等学校　校長　山本　哲也（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項によりリース契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　本契約は、乙が所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うこと

を目的とする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければなら

ない。

（機器及び設置場所）

第３条　機器の内容及び設置場所は別紙のとおりとする。

（リース料の支払い）

第４条　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内

にリース料を支払うものとする。

（所有権の表示）

第５条　乙は、機器に乙の所有物である旨の表示をすることができる。

（機器の取替等）

第６条　甲が機器の追加、取替又は改造を必要とするときは、あらかじめ文書をもって乙に承諾を求め、甲の負担で行うものとする。

（機器の移転）

第７条　機器を設置場所から移転する必要が生じた場合は、甲乙協議の上で行うものとする。この場合、機器の移転に要する費用は甲の負担とする。

（管理義務）

第８条　甲は、機器を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（通知義務）

第９条　甲は、機器について盗難、滅失、き損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通

知しなければならない。

（機密の保持）

第10条　乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的 に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第11条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合　を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（保守体制）

第12条　乙は、機器の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

２　乙は、機器の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業

務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、前項の措置に要した費用について、措置完了後、別途甲に請求するものとする。

（損害賠償）

第13条　乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、

甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙が甲に賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合に

は、これに応じ、乙に義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償

額の減額について協議を行うものとする。

（動産総合保険）

第14条　乙は、機器に対して、リース期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

２　甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

３　甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第15条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この

場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

１　履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められたとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

２　乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

３　契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

４　乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴

力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

５　本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責めに帰すべ

き理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

６　前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができない

と認められるとき。

（特約事項）

第16条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

（賃貸期間満了後等の取扱）

第17条　賃貸借期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおける機器の取扱については、甲乙協議して決定するものとする。

　（協議）

第18条　本契約に疑義のあるとき又は本契約に定めのない事項については、法令に従うほか甲乙協議して決定するものとする。

　本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を所持する。

 令和　年　　月　　日

 　　　 甲 大分県中津市大字上如水１４５番地３

 　　　 大分県立中津東高等学校

 　　　 　 校長　山本　哲也　　 　　印

 　　　 乙 ○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○　　　　　　　　　　　　印